解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

熊本県熊本市南高江五丁目六番五六号

株式会社ハダ工芸社

代表清算人　波田　満

解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

大分県竹田市直入町大字上田北一八七五番地の一七　株式会社カワサキ大分製作所

代表清算人　深草　雅彦

解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

大分県津久見市合ノ元町一番一八号

有限会社カイ石灰工場

清算人　薬師寺喜和郎

解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

宮崎県宮崎市大島町萩崎五〇八番一六号

有限会社みやざき友栄

代表清算人　末次　政治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月二十二日開催の臨時社員総会の決議により平成二十二年三月二十六日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

札幌市清田区平岡一条四丁目三番六号

特定非営利活動法人夢の会

清算人　吉井　俊雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月一日開催の社員総会の決議を経て、同年三月三十日に経済産業大臣の許可を受け、同年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

東京都渋谷区円山町二八番四号

社団法人日本経営能率研究所

代表清算人　林　光一

（連絡先　京都市右京区嵯峨朝日町二―三―二一五）

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日開催の総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

東京都杉並区松ノ木三丁目一六番一二号

社団法人友愛の灯協会

代表清算人　志磨　陽子

解散公告（第一回）

当法人は寄附行為第三十二条の規定による存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

東京都東久留米市下里二丁目五番一八号

財団法人おはなしきゃらばんセンター

代表清算人　廣澤　眞信

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年三月二十六日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

新潟市中央区八千代一丁目五番三二号

鳥屋野潟南西部土地区画整理組合

代表清算人　上之山喜一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十二月十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

静岡県沼津市大岡九五五番地

認可地縁団体大岡石田ケ丘自治会

清算人　島名　良彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

大阪市北区曽根崎新地二丁目三番一三号若杉大阪駅前ビル一二階

特定非営利活動法人日本波動科学研究会

清算人　山田　啓一

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に規定する存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

大阪市北区中之島一丁目一番二六号

財団法人大阪市美術振興協会

清算人　出川　哲朗

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日の存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

兵庫県西宮市池田町八番一一号

財団法人西宮市水道サービス協会

清算人　中野　司朗

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月十六日開催の臨時総会において解散を決議し、鹿児島県知事の承認により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

鹿児島県肝属郡肝付町新富三三番地

社団法人肝付歯科医師会

清算人　小浜　昭二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月六日開催の臨時理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

北海道札幌市中央区南一条西九丁目一番地二

医療法人社団はまなすデンタル医療機構

代表清算人　仁科　雅晴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月十三日開催の臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

北海道深川市深川町字メム四五五八番地の一

特定非営利活動法人新規就農サポートセンター

清算人　廣田　稔

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十二年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月十五日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

財団法人宮城県市町村自治福祉協会

代表清算人　安住　宣孝